

事務連絡  
令和4年3月22日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業に係るQ&A（追加）の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおりQ&Aを追加しましたので送付いたします。貴自治体において本事業の運営に御活用していただければと存じます。

引き続き、事業所等が提出する申請書や添付書類について簡素化を図るなど、事業所等の負担軽減に御配慮いただくとともに、管内事業所等への周知に御協力をお願いいたします。

（参考）本事業に係る厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00316.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00316.html)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A集（令和4年3月22日追加）

No	質問	回答
1	自治体において設定している補助金の申請期限を過ぎた後に施設・事業所から申請をしたいと相談があった場合、どのように対応すればよいか。	令和3年度に生じたかかり増し経費については、令和4年度の本事業（※）で補助対象とする予定であり、自治体におかれては、施設・事業所に必要な支援が適切に行き届くよう、柔軟なご対応をお願いいたします。施設・事業所におかれては、施設・事業所が所在する自治体に適宜ご相談ください。 （※）厚生労働省において令和3年度補正予算を令和4年度へ繰り越すことについて、承認を得られた場合に、実施可能となります。
2	令和3年4月以降に感染者が発生し、当該発生に関して例えば令和4年3月以降に割増賃金・手当を支給した場合、当該手当は補助対象となるか。	感染者の発生や濃厚接触者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当であれば、補助対象となります。
3	感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。	対象となります。
4	【令和4年3月4日事務連絡で追加した質問の再掲】 実施要綱別添1の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば居宅介護事業所において1回の居宅介護の提供に係る職員の給料と同程度の水準とすることや、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。	手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えないと考えます。
5	実施要綱別添1の「割増賃金・手当」の水準について、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1万円を支払う場合は補助対象となるか。	そういった例も承知しており、ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えありません。
6	【令和4年3月4日事務連絡で追加した質問の再掲】 実施要綱別添1の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。	補助の要件を満たした上で、国に協議（個別協議）し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。
7	【令和4年3月4日事務連絡で追加した質問の再掲】 対象施設・事業所の要件である感染者の発生や濃厚接触者への対応について、感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、施設・事業所から当該証明書の提出を求める必要があるか。	医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。（例えば、事業所等から感染や濃厚接触者となった経緯等の簡単な報告を求めることにより確認を行っている例があります）